

## 犯罪被害者等基本計画骨子案（４）

### - 刑事手続への関与拡充への取組について（基本法第１８条関係） -

井上構成員意見

#### 重点課題

犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにすることが必要であり、基本法は、第１８条において「刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等」に係る必要な施策を講ずることを求めている。

#### 基本的施策

##### 基本法第１８条関係

##### （刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等）

##### 〔現状認識〕

「事件の当事者」である犯罪被害者等が、被害を受けた事件の捜査・公判等の推移及び結果に重大な関心を有し、その正当な解決を期待するのは当然である。刑事に関する手続への参加の機会を拡充する制度としては、平成１２年に行われた刑事訴訟法の改正により、被害者の意見陳述制度が導入されたほか、検察審査会への申立権者の範囲が拡大されるなどしている。少年保護事件においては、同年の少年法の改正により家庭裁判所による被害者の意見聴取の制度が導入されるなどしている。また、警察、検察庁、海上保安庁による各種情報の通知制度が実施されている。

しかしながら、犯罪被害者等からは、刑事に関する手続及び少年保護事件の調査・審判の手続に関し、依然として一層の情報提供と参加の機会の拡充等の要望が寄せられており、現状について、犯罪被害者等は証拠品として扱われているに過ぎないと批判する意見もある。

##### 〔基本法が求める基本的施策〕

基本法第１８条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策として、

- ・ 刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供
- ・ 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備
- ・ その他の必要な施策

を講ずることとしている。

精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する。

【法務省】(再掲・第12条関係)

ウ 日本司法支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえて準備作業を進める。

【法務省】(再掲・第12条関係)

エ 日本司法支援センターによる犯罪被害者等支援について、警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等と十分~~な~~に連携~~を図る~~すること。

【法務省】(再掲・第12条関係)

(9) 少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底

法務省において、少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知の各制度について、周知に努めていく。

【法務省】

(10) 少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施

法務省において、平成12年の改正少年法附則第3条により、同法施行後5年を経過した場合に行う検討において、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施する。

【法務省】

(11) 刑事・民事の手続に関する情報提供の充実

ア 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実し、犯罪被害者等への早期の提供に努めていく。【警察庁・法務省】

イ 法務省において、犯罪被害者等の損害賠償請求に係る民事訴訟手続に関する情報の提供につき、説明資料の作成を含め検討し、早期に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】

ウ 警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に努めていく。【警察庁・法務省】

(12) 捜査に関する適切な情報提供

ア 警察庁において、捜査への支障等を勘案しつつ、被害者連絡制度等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するよう努めていく。【警察庁】